

## 福井県立すこやかシルバー病院指定管理者募集要項

### 1 指定管理者募集の目的

福井県立すこやかシルバー病院（以下「すこやかシルバー病院」という。）は、認知症の人を診断治療しながら処遇の検討を行い、ならびに介護教育を行うことのできる総合的サービス機関として、介護教育を通して地域の医療・保健・福祉サービスの向上を目的に、平成7年4月に福井県が設置した公の施設です。

平成15年6月の地方自治法一部改正により、多様化する住民の方のニーズに効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、指定管理者制度が設けられました。

福井県立すこやかシルバー病院は、「福井県病院事業の設置等に関する条例」（昭和41年福井県条例第48号）の規定に基づき、平成18年4月から指定管理者制度を導入しました。

このたび、令和8年3月末で指定期間が満了することから、令和8年4月からすこやかシルバー病院の管理を行う事業者を募集することとしました。

### 2 施設の概要

病院の名称	福井県立すこやかシルバー病院
病院の所在地	〒910-3623 福井市島寺町93-6
病院の設置目的	認知症高齢者を診断治療や日常生活能力の改善、介護教育を行うことのできる総合的サービス機関として、地域の医療・保健・福祉サービスの向上に努める。
病院の機能	(1) 認知症高齢者の治療（入院、外来、デイケア） (2) 日常生活能力の改善 (3) 家族介護者等の教育（家族介護者、ボランティア、医療従事者等）
開設年月日	平成7年4月1日
病院区分	精神病院
病床数	100床
標榜科名	精神科、脳神経内科、内科、外科
施設基準等	認知症治療病棟入院料1施設基準、入院時食事療養（I）、精神科身体合併症管理加算、医療保護入院等診療料加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、精神科デイケア（大規模）施設基準
施設の規模	土地 病院 16,587㎡ 建物 病院 7,507㎡ 管理診療棟 3,065㎡ 中央病棟 2,373㎡ 東病棟 963㎡ 西病棟 1,106㎡

### 3 指定管理者の業務

#### (1) 指定管理者の業務

- ア すこやかシルバー病院における診療に関する業務（入院診療、外来診療、デイケア等の医療および医療関連行為）
- イ すこやかシルバー病院の維持管理に関する業務
- ウ 次に掲げる事業の企画および実施に関する業務
  - (i) 認知症の高齢者の介護に関する教育および研修に関する事業
  - (ii) 認知症およびその予防に関する知識の普及および啓発に関する事業
  - (iii) 認知症の高齢者に関する相談および指導に関する事業
- エ アからウに掲げるもののほか、すこやかシルバー病院の管理に関し福井県知事が必要と認める業務

#### (2) 留意事項

- ア 業務の詳細は「福井県立すこやかシルバー病院管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）記載のとおりとします。
- イ 今後変更が必要になった場合は、県と指定管理者が協議を行います。
- ウ 指定管理者の業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできません。  
指定管理者の業務にかかる外部委託の考え方等については、8で定める事業計画書により明らかにしてください。
- エ 喫茶・レストラン、売店、自動販売機等の運営にかかる行政財産目的外使用許可にかかる事務は福井県が行いますので、指定管理者の業務には含まれません。
- オ 指定管理者の業務を行う場合は、すこやかシルバー病院が指定管理者制度による施設であることを利用者等に示すため、施設内やパンフレット等に指定管理者名を表示することとします。

(表示例)

福井県立すこやかシルバー病院は、福井県が設置し、指定管理者の指定を受けた △△△△（団体名）が管理運営を行っています。

△△△△

福井県健康福祉部長寿福祉課

△△△△

福井市大手 3-17-1

△△△-

0776-20-0330

### 4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

### 5 管理に要する経費（指定管理料等）

#### (1) 福井県が指定管理者に対して支払うもの

福井県は、指定管理者に対して次のものを支払うものとする。

支払・精算方法については、別途協議する。

##### ア 診療報酬等交付金

指定管理者が行った診療に伴う診療報酬については、診療報酬相当額を交付する。

##### イ 政策医療交付金

地方公営企業法第17条の2の経費の負担の原則により、指定条件として定める政策医療の実施や繰入基準により定められた経費を予算の範囲内で交付する。ただし、支払額については、5(2)アの病院事業会計負担金を控除した額とする。

ウ その他の収入

指定管理業務に伴うその他の収入については、収入相当額を支払うものとする。

(2) 指定管理者が福井県に対して支払うもの

指定管理者は、福井県に対して次のものを支払うものとする。

ア 病院事業会計負担金

指定管理者は、福井県病院事業会計の必要経費を負担するものとする。ただし、5(1)イの政策医療交付金から控除することにより負担したものとする。

(企業債利息償還金、減価償却費、長期前払消費税償却、火災保険料、消費税等)

イ 指定管理者負担金

負担額については、事業計画書により提案した次のAの率を、次の式により算定した額とする。支払・精算方法等については、別途協議する。

当該年度の指定管理業務に係る純利益 × A (%)

A : 負担率

30%以上とする

指定管理業務にかかる経費および収入の経理は、団体の他の業務にかかる経理と区分し、明確に管理してください。

業務の詳細は「仕様書」の記載のとおりとします。

6 消費税の取扱い

事業計画書で提案する金額の消費税および地方消費税は10%で計算してください。

7 申請に関する事項

(1) 申請資格

次のアからオまでの要件のいずれにも該当する法人その他の団体とします。

ア 福井県内に主たる事務所を置くまたは置こうとするものであること。

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行うものでないこと。

エ 国税または地方税を滞納していないものであること。

オ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院を開設または管理運営しているものであること。

(2) 申請資格についての留意事項

ア 団体については、法人格を有しない任意団体でもよいが、個人は対象となりません。

イ 複数の団体により構成されたグループによる申請も可能とするが、その場合、グループ内の出資割合、費用負担割合等を最大とする団体をグループ代表団体としてあらかじめ定めることとし、その代表団体は福井県内に主たる事務所を置くまたは置こうとするものである

こととします。

また、代表団体、構成団体を変更することは原則として認めません。

ウ グループの構成団体は、他のグループの構成員になることはできません。また、単独での申請もできません。

エ 新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者としてください。申請の時点で設立されていることを要しませんが、福井県議会での指定の議決を受けるまでに、法人登記簿謄本または法務局登記官の受領書を必ず提出してください。

### (3) 選定対象からの除外

次のいずれかの要件に該当する場合は、選定対象から除外します。

ア 複数の事業計画書等を提出した場合

イ 申請者および申請書の代理人ならびにそれ以外の関係者が、選定に対する不当な要求を行った場合、もしくは、指定管理者選定委員会委員に個別に接触した場合

ウ 提出書類に虚偽または不正があった場合

エ 受付期限までに提出書類が整わなかった場合

オ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合

カ その他不正な行為があった場合

### (4) 募集要項および仕様書等の配布

ア 配布期間 令和7年8月8日(金)から令和7年10月6日(月)(土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日を除く。)まで

イ 配布時間 午前9時から午後5時まで

ウ 配布場所 福井県健康福祉部長寿福祉課

### (5) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書(規則様式第1号)

イ すこやかシルバー病院の管理の業務に関する事業計画書(下記「8 事業計画書」による)

ウ 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務状況を明らかにする書類(申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録)

オ 申請の日の属する事業年度における事業計画書および収支予算書

カ 役員の氏名、住所および略歴等を記載した書類(別紙様式1による)

キ すこやかシルバー病院の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類

ク 現に行っている業務の概要を記載した書類

ケ 国税および地方税について、未納の徴収金がない旨の証明書

## (6) 現地説明会

施設名	福井県立すこやかシルバー病院
開催日時	第1回 令和7年8月27日(水) 午後2時から午後4時まで 第2回 令和7年9月17日(水) 午後2時から午後4時まで
集合場所	福井県立すこやかシルバー病院 会議室
内 容	① 募集要項および仕様書等の説明 ② すこやかシルバー病院の施設視察
申込方法	第1回 令和7年8月25日(月) 午後5時までに 第2回 令和7年9月12日(金) 午後5時までに それぞれ別紙申込書(様式第1号)により申し込んでください。(郵送、FAX、電子メール可)
申込先	福井県健康福祉部 長寿福祉課
その他	申請予定者は原則として出席してください。 出席されない場合でも、説明会での説明事項はすべて了知されたものとみなします。

## (7) 関係資料の閲覧

- ア 閲覧期間 令和7年8月8日(金) から令和7年10月6日(月)(土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日を除く。)まで
- イ 閲覧時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 閲覧場所 福井県健康福祉部長寿福祉課

## (8) 募集に関する質問

- ア 受付期間  
1回目 令和7年8月27日(水) から令和7年9月 2日(火) まで  
2回目 令和7年9月17日(水) から令和7年9月24日(水) まで  
(土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日を除く。)
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 受付方法 別紙質問表(様式第2号)により福井県健康福祉部長寿福祉課まで提出してください。(郵送、FAX、電子メール可)
- エ 回答方法 質問者、現地説明会出席者および希望者に対しFAXまたは電子メールにより1回目受付分の質問については令和7年9月8日(月)までに、2回目受付分の質問については令和7年9月30日(火)までに回答します。ただし、軽微な質問については口頭により回答する場合があります。

## (9) 提出書類の受付

- ア 受付期間 令和7年8月8日(金) から令和7年10月6日(月)(土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日を除く。)まで
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出方法 福井県健康福祉部長寿福祉課まで持参してください。(郵送の場合は必ず書留とし、令和7年10月6日(月)午後5時必着とします。)
- エ 提出部数 正本1部 副本10部

## (10) 申請にあたっての留意事項

- ア 「地方自治法」(昭和 22 年法律第 67 号)、「福井県病院事業の設置等に関する条例」(昭和 41 年福井県条例第 48 号)、「福井県病院事業の設置等に関する条例施行規則」(平成 17 年福井県規則第 82 号)、「福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例」(平成 7 年福井県条例第 6 号)、「福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例施行規則」(平成 7 年福井県規則第 49 号)、「福井県個人情報保護条例」(平成 14 年福井県条例第 6 号)、「福井県外部監査契約に基づく監査に関する条例」(平成 11 年福井県条例第 1 号)、「福井県財務規則」(昭和 39 年福井県規則第 11 号)、「福井県指定管理者制度基本条例」(平成 18 年福井県条例第 3 号)、その他関係法令等の規定をすべて了知の上で申請してください。
- イ 提出後の提出書類の変更は認められません。また、必要に応じ追加資料の提出を求める場合があります。
- ウ 申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。
- エ 選定結果として応募者名、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および情報公開の請求に応じて応募書類等の情報開示を行う場合があることを了知の上で申請してください。
- オ 提出書類は返却しません。

## 8 事業計画書

別紙様式により作成してください。用紙はすべて A 4 縦型とし、必要により図面、資料の添付も可能とします。

## 9 指定管理者の候補者の選定

### (1) 選定の基準

指定管理者候補者の選定は、福井県病院事業の設置等に関する条例第 4 条各号に掲げる以下の基準に基づき行います。

- ア 県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ すこやかシルバー病院の効用を最大限に発揮するとともに管理の経費の縮減が図られるものであること。
- ウ すこやかシルバー病院の管理を安定して行う能力を有するものであること。

### (2) 選定の方法

複数の外部の有識者等により構成する指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」をいう。)を設置し、提出された事業計画書等に基づき指定管理者の候補者を選定します。選定委員会は非公開とします。

- ア 書類審査 提出書類に基づき、応募資格、事業計画書等を書類審査します。  
書類審査の結果は、令和 7 年 1 0 月 1 0 日(金)までに通知します。
- イ 面接審査 書類審査の後、申請にかかる提案内容についての面接審査を実施します。  
(令和 7 年 1 0 月中旬実施予定 別途通知します。)
- ウ 選定結果 選定の結果は、申請者全員に書面により通知するとともに公表します。

### (3) 審査項目等

選定にあたっては、(1)の選定の基準に基づき、県民の平等利用の確保、管理運営事業の計画内容、管理に要する費用、人的・物的な管理能力などの項目を審査し、総合評価により指定管理者の候補者を決定します。

ア 審査基準

別添「審査基準」のとおりとします。

**10 指定管理者の指定**

- (1) 選定委員会で候補者を選定した後、福井県定例議会の議決を得て指定管理者として指定されます。
- (2) 指定管理者として指定されるまでの間に、指定が不可能または著しく不適當となるような事情が生じた場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがあります。
- (3) 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、または協定の締結までに財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるに至った場合は、県議会の議決後であっても、指定を取り消すことがあります。

**11 協定の締結**

指定管理者として指定された後、管理にかかる詳細事項、経費等を最終的に定めるため、指定管理者と福井県との間で協定を締結します。

**(1) 包括協定の締結**

ア 指定期間全体（5年間）を通じての基本的な事項を定める包括協定を締結します。

（なお、地方自治法施行令第158条第1項および第165条の3第1項の規定に基づく使用料の徴収事務および還付事務にかかる委託契約については、別途契約します。）

イ 主な協定内容

- ・ 指定期間
- ・ 管理の業務に関する基本的な事項
- ・ 管理経費に関する基本的な事項
- ・ 個人情報保護に関する事項
- ・ リスク管理、責任分担に関する事項
- ・ 事業報告に関する事項
- ・ 指定の取消しおよび業務の停止に関する事項

**(2) 単年度協定の締結**

ア 包括協定に加え、年度ごとに単年度協定を締結します。

イ 主な協定内容

- ・ 当該年度の管理業務に関する事項
- ・ 当該年度の管理経費の額に関する事項

## 1 2 福井県と指定管理者の責任分担

福井県と指定管理者の責任分担は別途協定により定めますが、基本方針は次のとおりです。

項 目	指 定 管理者	福井県	備 考
すこやかシルバー病院の運営管理（苦情対応、広報等含む）	○		
施設、設備、備品等の維持管理	○		
施設、設備の利用許可	○		
使用料および手数料の徴収	○		
使用料および手数料の減免承認	○		条例および規則で定める基準を遵守すること。
行政財産の目的外使用許可		○	
施設、設備の修繕 （資産勘定に計上するもの） （事故・災害によるもの） （施設管理上の瑕疵によるもの）	協議事項 ○	○ 協議事項	
物品の購入 （基本協定書別表に記載の物品） （基本協定書別表に記載していない物品で1件当たりの見積額が10万円以上のもの） （基本協定書別表に記載していない物品で1件当たりの見積額が10万円未満のもの）	事前協議 ○	○ 事前協議	
施設利用者等への損害賠償（下記以外のもの） 〃（施設管理上の瑕疵によるもの）	協議事項 ○	協議事項	
利用者賠償保険への加入	○		
施設の火災保険加入		○	
災害時の対応（連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置） 〃（指揮、指示等、本格復旧）	○	○	
物価等の変動	○		光熱水費等
需要の変動	○		利用者減少等
資金調達等	○		
包括的な管理責任		○	

## 1 3 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者は、事業の継続が困難になった場合またはその恐れが生じた場合、速やかに福井県に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合またはその恐れが生じた場合は、福井県は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期限を定めて改善策の提出および実施等を求めることができます。この場合、指定管理者が当該期限内に改善することができなかった場合は、福井県は指定管理者の指定を取り消し、または業務の全部または一部を停止させることができます。
- (3) 指定管理者が協定締結までに次の事項に該当するに至った場合、福井県は指定管理者の指定を取り消すことができます。
  - ア 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
  - イ 財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるに至った場合
  - ウ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により指定が不可能または著しく不適当となる



ような事情が生じた場合

- (4) 上記(2)または(3)により指定管理者の指定が取り消され、または業務停止となった場合、福井県は指定管理者に生じた損害の賠償の責を負わないほか、指定管理者は福井県に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (5) 不可抗力その他福井県または指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、福井県と指定管理者は事業継続の可否について協議することとします。

#### 14 その他

- (1) 指定管理者は、令和8年4月1日から指定管理者の業務を円滑に遂行できるよう、自らの責任および負担において人的、物的体制を整備してください。
- (2) 令和8年3月31日までに申込みのあった利用や実施が決定している事業については、現在の指定管理者から原則として引き継いでください。
- (3) 指定期間終了または指定取り消し等により、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、施設の管理運営に支障が生じないように円滑な引継ぎに協力するとともに、業務にかかる必要データ等の提供をしていただきます。
- (4) 担当およびお問い合わせ先

福井県健康福祉部 長寿福祉課 高齢者支援グループ

〒910-8580 福井市大手3-17-1

電話 0776-20-0331

FAX 0776-20-0713

メール choju@pref.fukui.lg.jp